監査ガイドライン-必須項目

共通	事項			No.	主たる	監査技法	監査手続
1		重要情報であることを明らかにするために、「関係者外秘」などの表示等を行っている。	第二 1	1-2	重要情報	閲覧 (レビュー) 観察 (視察) 閲覧 (レビュー)	重要情報目録に、重要情報が記載されていることを確認する。 重要情報を識別(明らかに)していることを確認する。 (例) ・紙情報の場合 :その情報が記載された紙に重要情報であること(社外秘等の表示)の記載 ・電子情報の場合 :ファイル名に重要情報であることの記録 ・試作品、製造装置等の物の場合 :当該物そのもの又はその保管容器に表示 ・その他の方法 :目録による管理、電子情報にアクセス可能な者を限定したフォルダにより管理 重要情報を識別(明らかに)している記録を、責任者が確認していることを確認する。
2		他者から預けられた重要情報は、当該他者からの意見に基づき管理方法を決定している。	I 共通事項 第二 3	2-2	に沿った記録・ 保管・報告記録 預託元の要求 に沿った記録・ 保管・報告記録	閲覧 (レビュー) 閲覧 (レビュー) 閲覧 (レビュー)	他者から預けられた重要情報の管理方法は、当該他者の意見を聞いて決定することが定められていることを確認する。 当該他者の要求に応じて、預けられた重要情報の記録・保管・報告を行っていることを確認する。 当該他者の要求に応じて、預けられた重要情報の記録・保管・報告を行っていることを、責任者が確認していることを確認する。

3	管理者の選 経営層は、以下の重要情報の管理に関わる責任者を 定める。 (1)情報管理の手順を確立する。 (2)情報を取り扱う者の制限・管理、トレーニングを 行う。 (3)情報漏洩防止対策を実施し、その実施状況を 把握する。 (4)情報漏えいの兆候・事実の把握に努め、事象発 生時に必要な対応を行う。 (5)(2)-(4)の記録を取得し、保管する。	I 第三1(1)	組織的対策に関する規程	閲覧(レビュー)	経営層が重要情報について以下を実施する責任者を定めていることを確認する。 (1)情報管理の手順を確立する。 (2)情報を取り扱う者の制限・管理、トレーニング(会議、講義、e-learning等実施形態は問わない)を行う。 (3)情報漏洩防止対策を実施し、その実施状況を把握する。 (4)情報漏えいの兆候・事実の把握に努め、事象発生時に必要な対応を行う。 (5)(2)-(4)の記録を取得し、保管する。
			管理対象情報 管理責任者選 任記録	閲覧(レビュー)	重要情報についての責任者が、(1)-(5)を実施している記録を確認する。 (1)情報管理の手順を確立する。 (2)情報を取り扱う者の制限・管理、トレーニング(会議、講義、e-learning等実施形態は問わない)を行う。 (3)情報漏洩防止対策を実施し、その実施状況を把握する。 (4)情報漏えいの兆候・事実の把握に努め、事象発生時に必要な対応を行う。 (5)(2)-(4)の記録を取得し、保管する。
			管理対象情報 管理責任者選 任記録	閲覧(レビュー)	重要情報についての責任者が、(1)-(5)を実施している記録を経営者が確認していることを確認する。 (1)情報管理の手順を確立する。 (2)情報を取り扱う者の制限・管理、トレーニング(会議、講義、e-learning等実施形態は問わない)を行う。 (3)情報漏洩防止対策を実施し、その実施状況を把握する。 (4)情報漏えいの兆候・事実の把握に努め、事象発生時に必要な対応を行う。 (5)(2)-(4)の記録を取得し、保管する。

			3-4	管理対象情報 管理責任者選 任記録	閲覧(レビュー)	重要情報についての責任者が、(2)-(4)の記録の方法を定めていることを確認する。 (2)情報を取り扱う者の制限・管理、トレーニング(会議、講義、e-learning等実施形態は問わない)を行う。 (3)情報漏洩防止対策を実施し、その実施状況を把握する。 (4)情報漏えいの兆候・事実の把握に努め、事象発生時に必要な対応を行う。
			3-5	管理対象情報 管理責任者選 任記録	閲覧(レビュー)	重要情報についての責任者が、(2)-(4)の記録・保管の方法・期間を定めていることを確認する。 (2)情報を取り扱う者の制限・管理、トレーニング(会議、講義、e-learning等実施形態は問わない)を行う。 (3)情報漏洩防止対策を実施し、その実施状況を把握する。 (4)情報漏えいの兆候・事実の把握に努め、事象発生時に必要な対応を行う。
4	従業員が多い場合や、重要情報が複数部門に跨がっている場合は、全従業員が責任者を明確に認識させるようにしている。	I 第三1 (2)	4-1	社内規程、社 内掲示	閲覧(レビュー)	全ての従業員が閲覧可能な状況で、責任者を認識できる方法を定めていることを確認する。
			4-2-1			全ての従業員が閲覧可能な状況で、責任者を認識できる 社内規程・社内掲示がなされているかを確認する。
			4-2-2	従業員	質問(ヒアリング)	責任者を認識しているかどうかを確認する。
			4-3	責任者を認識 できる方法の実 施記録	閲覧(レビュー)	全ての従業員が閲覧可能な状況で、責任者を認識できる 方法についての実施状況を責任者が確認していることを確認する。

5		重要情報の作成から廃棄までのプロセスを通じて、情報管理を適切に実施している。	I 第四 柱書き		管理状況(管 理記録)	閲覧(レビュー)	重要情報の作成から廃棄までのプロセスを通じて、適切に管理するための取組が定められていることを確認する。
					管理状況(管 理記録)	閲覧(レビュー) 観察(視察)	重要情報の作成から廃棄までのプロセスを通じて、適切に管 理するための取組が実施されていることを確認する。
				5-2-2	従業員	質問(ヒアリング)	重要情報の作成から廃棄までのプロセスを通じて、適切に管 理するための取組が実施されていることを確認する。
					管理状況(管 理記録)	質問(ヒアリング)	重要情報の作成から廃棄までのプロセスを通じて、適切に管理するための取組が実施されていることを、責任者が確認していることを確認する。
6		全従業員に対して、重要情報の適切な管理に関する意識の啓発を図るためのトレーニングを実施している。	I 第五 柱書き		研修の実施状 況(実績)	閲覧(レビュー)	全ての従業員等への重要情報の適切な管理に関するトレーニングを受講させる機会について、その対象・内容・方法・期間等を設けていることを確認する。
	ニング				研修の実施状 況(実績)	閲覧(レビュー)	全ての従業員等への重要情報の適切な管理に関するトレーニングを受講させていることを確認する。
					研修の実施状 況(実績)	閲覧(レビュー)	全ての従業員等への重要情報の適切な管理に関するトレーニングを受講させていることを、責任者が確認していることを確認する。

7		情報漏えいの事故が発生した場合の報告先を定め、 全従業員に対して周知している。	I 第六 柱書き	7-1	管理対象情報 漏えい事故発 生時の報告先 の設定状況	閲覧(レビュー)	従業員等が重要情報の漏えいの事故等の発生を発見した場合、事業者内部で情報の取扱いに係る不正を発見した場合等の報告先を、社内規程に定めていることを確認する。
				7-2	周知状況	閲覧(レビュー) 観察(視察)	報告先は、社内に掲示をする等従業員等が認識するように していることを確認する。
				7-3	周知状況	閲覧(レビュー)	報告先は、従業員等が認識するようにしていることを責任者 が確認していることを確認する。
8	人的アクセ スの制限	アクセス権を有する者のみが重要情報を取り扱う事が できるようにしている。	Ⅱ 柱書き	8-1	管理対象情報 への人的アクセ スの制限状況 (アクセス制御 設定管理簿)	閲覧(レビュー)	重要情報ヘアクセス可能な者を定め、アクセス可能な者以 外がアクセスできない方法を定めていることを確認する。
					管理対象情報 への人的アクセ スの制限状況 (アクセス制御 設定管理簿)	閲覧(レビュー) 観察(視察)	重要情報ヘアクセス可能な者を定め、アクセス可能な者以 外がアクセスできない方法を実施していることを確認する。
				8-3	管理対象情報 への人的アクセ スの制限状況 (アクセス制御 設定管理簿)	閲覧(レビュー)	重要情報ヘアクセス可能な者を定め、アクセス可能な者以外がアクセスできない方法を実施していることを責任者が確認していることを確認する。

管理	管理対象情報が金庫等の保管容器に保管できる場合(例えば、紙情報等)						
9	保管容器に 重要情報を保管容器に施錠して保管するとともに、持 Ⅲ 柱書き 保管できる ち出して取り扱う場所についても限定している。	Ⅲ 柱書き		保管容器の管 理状況	閲覧(レビュー)	重要情報を保管容器に施錠して保管するとともに、持ち出して取り扱う場所についても限定することを定めている。	
	ものの物理 的アクセスの制限	アクセスの		9-2	保管容器	観察(視察)	重要情報の保管には施錠することができる保管容器を用いていることを確認する。
	TIPSPEX			保管容器の取 扱場所	観察(視察)	重要情報を保管容器から持ち出して利用する際、取り扱う場所を限定していることを確認する。	
					保管容器の管 理状況	閲覧(レビュー)	責任者が重要情報の保管の状況や取り扱う場所の限定等の管理状況を確認していることを確認する。

管理	対象情報が金庫	直等の保管容器に保管できない場合 (例えば、製造	麦置等)				
10		アク	IV 柱書き	10-1	物理的対策に 関する規程、又 はアクセス制御 設定管理簿	閲覧(レビュー)	重要情報が置かれる場所を立入制限区域としてアクセス権 者以外の者の立入りを制限することを定めている。
				10-2	立入制限の入 退室記録	観察(視察)	立入制限区域の状況、立入制限された場所にはアクセス権者以外の入室がないことを確認する。
				10-3	物理的対策に 関する規程、又 はアクセス制御 設定管理簿	閲覧(レビュー)	立入制限区域の状況、立入制限された場所にはアクセス権 者以外の入室がないこと責任者が確認していることを確認す る。
11	錠	重要情報を外部で保管する場合には、秘密保持、施錠、巡回監視等の適切な管理を行うための契約を締結している。	IV 柱書き	10-1		閲覧(レビュー)	重要情報を外部で保管する場合には、委託事業者に対して、秘密保持、施錠、巡回監視等の契約を締結し、自社が定めた対策を実施することを定めている。
				10-2	委託管理に関する規程及び 他者との秘密 保持契約、警 備委託契約	閲覧(レビュー)	重要情報を外部で保管する場合には、委託事業者に対して、秘密保持、施錠、巡回監視等の契約を締結し、自社が定めた対策を実施していることを確認する。
				10-3	委託管理に関する規程及び 他者との秘密 保持契約、警 備委託契約	閲覧(レビュー)	重要情報を外部で保管する場合には、委託事業者に対して、秘密保持、施錠、巡回監視等の契約を締結し、自社が定めた対策を実施していることを責任者が確認していることを確認する。

管理対	対象情報が電	子情報の場合					
垻 t	場合のアク セスの制限	合のアク や、ID、パスワード等の認証によるアクセス制限を適切 に行っている。	V 柱書き	11-1	IT基盤運用管 理に関する規 程	閲覧(レビュー)	重要情報の入ったPCや記録媒体の持ち出しの管理や、 ID、パスワード等の認証によるアクセス制限を行うことを定めている。
					事業者の利用 規程		重要情報を外部のデータセンター等で管理する場合には、その信頼性を確認した上で秘密保持契約を締結することを定めている。
					体の持ち出し 管理簿	閲覧(レビュー)	可搬式記録媒体の持ち出しを管理していることを確認する。
					アクセス権設定 状況		重要情報が事業者の内部のサーバ等で記録されている場合に、情報へのアクセスをアクセス権者に制限する等の必要な措置が実施されていることを確認する。
					外部事業者の 信頼性確認結 果(認証取得 状況の確認 等)	閲覧(レビュー)	重要情報が外部データセンター等で管理する場合には、その 管理者の信頼性を確認していることを確認する。
				11-6	外部事業者と の秘密保持契 約	閲覧(レビュー)	重要情報が外部データセンター等で管理する場合には、秘密保持契約を締結した上で、必要な措置を実施していることを確認する。
				11-7	可搬式記録媒 体の持ち出し 管理簿、アクセ ス権設定状	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	重要情報の入ったPCや記録媒体の持ち出しの管理や、ID、パスワード等の認証によるアクセス制限の実施状況について責任者が確認していることを確認する。
					況、外部事業 者の信頼性確 認結果(認証 取得状況の確		
					認等)、外部 事業者との秘 密保持契約		